

平成 24 年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（第 3 回）

議事要旨

1. 開催日時及び場所

日 時：平成 25 年 2 月 13 日（水）14：07～16：57

場 所：環境省第一会議室

2. 出席委員（敬称略）

吉田 緑（座長代理） 石井 邦雄

太田 敏博 長尾 哲二

平塚 明 鰐淵 英機

3. 議事

- (1) クロルフタリムの安全性評価について
- (2) フルルプリミドールの安全性評価について
- (3) その他

4. 議事の概要

- (1) クロルフタリムの安全性評価について

クロルフタリムの安全性評価について、農薬登録者より提出された各種試験成績に基づき、委員による検討が行われた。評価資料を一部修正の上、クロルフタリムの非食用農薬 ADI（案）を 0.0026 mg/kg 体重/日とする評価結果が了承された。

- (2) フルルプリミドールの安全性評価について

フルルプリミドールの安全性評価について、農薬登録者より提出された各種試験成績に基づき、委員による検討が行われたが、一部未検討の事項があり、引き続き検討することとされた。

- (3) その他

○前回（平成 24 年度第 2 回）検討会の議事録について、原案どおり了承された。

○MCPA イソプロピルアミン塩について、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会了承）」に準じて、食品安全委員会で設定された MCPA（酸）の ADI を水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に用いることが了承された。

○トリネキサパックエチル及びフルキサピロキサドについて、「非食用農作物専用農薬に係る水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方針（平成 24 年 10 月 30 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会了承）」に基づき、食品安全委員会で設定された ADI を水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に用いることが事務局より報告された。

○トプラメゾンについて、農薬登録者より追加提出された資料に基づき、評価資料を一部修正した旨が事務局より報告された。

※ 会議及び会議資料の扱いについては、公開することにより企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあることから、検討会開催要領に基づき非公開とすることが座長代理より確認され、出席委員により了承された。

(以上)